



狂犬病の集合予防注射

14日から 市内33カ所で実施

予防注射にかかる料金

	新規	注射のみ
鑑札代	3,000円	—
注射済票 交付手数料	550円	550円
注射代 (獣医師会へ)	2,800円	2,800円
合計	6,350円	3,350円

犬の登録は一度済ませれば生涯有効ですが、狂犬病の予防注射は毎年受ける必要があります。

予防注射は、開業獣医師が4月14日(木)から始まる左表の集合予防注射会場を受けてください。開業獣医師で受けた場合は、「注射済証」を持って環境衛生課で「注射済票」の交付を受けてください。

集合予防注射会場で受ける場合は、市から送付された通知書、問診票を記入し、手数料3,350円を持参してください。また、集合予防注射会場で、注射と新規登録の手続きを希望する人は、飼主の住所・氏名・電話番号・犬の種類・呼び名・生年月日・毛色・性別・体格を記入したメモと手数料

集合狂犬病予防注射日程表

期日	会場	時間
4/14(木)	成毛共同利用施設	午前 9時30分～ 9時45分
	大室共同利用施設	10時00分～ 10時15分
	十余三共同利用施設	10時30分～ 11時00分
	野毛平共同利用施設	11時15分～ 11時30分
	芦田八幡神社	午後 1時00分～ 1時15分
	和田集会場	1時30分～ 1時45分
	土屋公民館	2時00分～ 3時00分
4/15(金)	美郷台地区会館	午前 9時30分～ 10時40分
	J A成田農業機械センター(宝田)	11時00分～ 11時30分
	磯部共同利用施設	午後 1時00分～ 1時20分
	J A成田久住支所	1時35分～ 2時00分
4/18(月)	J A成田本所前(寺台)Aコープ駐車場	2時30分～ 3時00分
	引地近隣公園(吾妻ショッピングセンター隣)	午前 9時30分～ 11時45分
	公津公民館	午後 1時20分～ 2時10分
	台方公民館	2時30分～ 3時00分
4/19(火)	三里塚第1公園(三里塚消防署隣)	午前 9時30分～ 10時50分
	西三里塚共同利用施設	11時05分～ 11時40分
	新駒井野共同利用施設	午後 1時00分～ 1時30分
	遠山公民館	1時45分～ 2時45分
4/20(水)	渡り田児童公園(橋賀台3丁目)	午前 9時30分～ 10時20分
	町山児童公園(玉造1丁目)	10時40分～ 11時30分
	新山児童公園(玉造6丁目)	午後 1時00分～ 1時40分
	中台陸上競技場	2時00分～ 3時00分
4/25(月)	長沼共同利用施設	午前 9時40分～ 10時10分
	豊住公民館	10時25分～ 11時00分
	竜台共同利用施設	11時15分～ 11時30分
	八生公民館	午後 1時00分～ 1時30分
	大竹青年館	1時45分～ 2時10分
	船形公民館	2時30分～ 3時00分
4/26(火)	並木町公民館	午前 9時30分～ 10時10分
	飯田町琴平神社	10時25分～ 11時30分
	大作台公園(公津の杜4丁目)	午後 1時00分～ 1時40分
	成田市役所(庁用車駐車場)	2時00分～ 3時00分

6,350円を持参してください。

集合予防注射会場での
注意点

○他市町村に登録のある犬は、集合予防注射会場では受け付けできません。鑑札、登録カードを持って、事前に環境衛生課で登録の変更手続きを済ませてください。

○飼主が押さえられない、健康状態が悪いなどの犬は、集合予防注射会場では注射は受けられません。

○手数料は、釣り銭のないように用意してください。

○集合予防注射会場内では、飼い主はフンの始末をできるようにしてください。

袋などの準備をしてください。

○会場では、問診と注射を済ませてから注射済票の交付手続き(手数料の支払い)になります。

○雨天でも集合予防注射は実施します。注射前に濡れた犬を拭くタオルを持参してください。

くわしくは環境衛生課 ☎ 201531へ。

最寄りの金融機関や郵便局で

市税(固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税)は銀行・信用金庫・農協など市指定金融機関や収納代理金融機関のほか、郵便局(関東1都6県内・山梨県内)の窓口でも納められます。

ただし、納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、税務課まで連絡してください。

【納税は便利で確実な口座振替で】市税を納めるとき、口座振替制

成田市広報番組「なりた知っ得情報」放送時間が変更になります

NVTV9チャンネルで放送している「なりた知っ得情報」の放送時間が4月1日より変更になります。

- 放送日＝毎日(情報は1日と15日に、特集は1日に変わります)
 - 放送時間＝午前8時27分、午後0時27分・4時27分・8時27分、午前0時27分
- くわしくは広報課 ☎20-1503へ。

度を利用すれば、市の指定金融機関・収納代理金融機関や郵便局の預金口座から納期(最終日)ごとに自動的に振り替えることができます。一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がなくなり大変便利です。

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・通帳届出印を持って金融機関や郵便局で申し込みをしてください。ただし、次のことに注意ください。

- 固定資産税・都市計画税は納税通知書ことに申し込みを
 - 軽自動車税は同一名義であれば、全台数分が一括で口座振替の対象になります
 - 口座振替は翌年度以降も継続されるので、変更や停止は金融機関や郵便局へ申し込みを
 - 口座振替分の領収証書は発行しませんが、通帳への記帳で確認を
- 軽自動車税のうち車検に必要な車種分については、車検用納税証明書を交付します
- 口座振替ができなかった場合は、

口座振替不能通知書(窓口用の納付書を兼ねたもの)を送りますので、最寄りの金融機関で納付を郵便局で納めるときは、専用の払込票が必要なので税務課へ連絡を。

くわしくは税務課 ☎20 1513へ。

市内の鉱泉浴場

4月から入湯税に関する制度が適用に

入湯税に関する制度が4月から施行されました。

市内にも温泉浴場施設がありませんが、課税免除の規定が適用されるため、現時点において課税される施設はありません。

入湯税は、市内の鉱泉浴場(温泉浴場・旅館・ホテルなど)に入湯することに對してかかる税金で、市の環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てられる目的税です。

●入湯税の税率＝一人1日について150円。ただし次の人は入湯税が免除されます。

- 12歳未満の人
 - 70歳以上の人
- 日帰りで、1,000円以下の利

用料金で入湯する人

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から受け取り、翌月末までに市へ申告し、納入します。

また、市内で鉱泉浴場を営むようとする人は、経営を開始する前に入湯税に関する申告が必要です。

くわしくは税務課 ☎20 1513へ。

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費に補助

【設置費補助金】

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(下表)。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽へ転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円を限度)を支給します。

また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型

設置費補助金限度額

人槽	合併処理 浄化槽限度額	高度処理型 浄化槽限度額
5人槽	354,000円	444,000円
6・7人槽	411,000円	486,000円
8～10人槽	519,000円	576,000円
11～20人槽	981,000円	1,092,000円
21～30人槽	1,668,000円	1,860,000円
31～50人槽	2,238,000円	2,496,000円

合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています(右表)。

【維持管理費補助金】

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

騒音地域については、設置補助金および維持管理費とも補助金の限度額が違います。くわしくは環境衛生課 ☎20 1531へ。

引っ越しの手続き

転入した人は
14日以内に届け出を

市外から成田市へ転入した人は届け出が必要です。実際に住み始めてから14日以内に、本人または世帯員が市民課で手続きしてください。

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。ご注意ください。

また、赤坂分室でも転入届の手続きはできますが、印鑑登録や国民健康保険・国民年金・介護保険などの手続きはできません。市役所で手続きをしてください。

【必要なもの】

○前住所地の市区町村が発行した転出証明書

○国民年金に加入している人は年金手帳

○届け出時に本人確認をさせていただきますので、免許証やパスポートなどをお持ちください。

また、市内での引っ越しをした場合は、新しい住所に実際に住み始めてから14日以内に手続きしてください。

市外に引っ越しする人は引っ越

しのおおむね14日前後に転出の手続きをしてください。

くわしくは市民課 ☎ 20-1525 へ。

し尿のくみ取り

引っ越してきたら
申し込みを

市内に引っ越してきた人で、し尿のくみ取りが必要な場合は、環境衛生課へ申し込んでください。また、市内で住所が変わる場合も必ず連絡をお願いします。

料金は口座振替で

くみ取り手数料は従量制で、1ℓにつき7円消費税5%を加算です。

納期は2カ月ごとですが、納入には納め忘れない口座振替をお願いします。納入通知書と預金通帳・届出印を持って、市内各金融機関(郵便局は除く)へお申し込みください。

くわしくは環境衛生課 ☎ 20-1533 へ。

事業主の皆さんへ

労働保険の年度更新
手続きはお早めに

労働保険の年度更新手続きは、平成16年度の労働保険料を精算する、確定申告と、平成17年度の見込み保険料(概算保険料)を申告するものです。

申告・納付は最寄りの金融機関・郵便局を通じてお早めに手続きしてください。

労働保険、年度更新についてくわしくは千葉労働局労働保険徴収課 ☎ 043-2221-4317 へ。

成田新高速鉄道・北千葉道路

環境影響評価に係る
見解書の縦覧と公聴会

【見解書の縦覧】

県では、次の事業の環境影響評価準備書に係る住民意見に対する事業意見解書の縦覧をしています。

- 対象事業「成田新高速鉄道線建設事業、一般国道464号北千葉道路(印旛)成田建設事業
- 縦覧日時「4月12日(火)まで(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時

- 縦覧場所「県環境政策課 ☎ 043-2234-138、市都市計画課市役所5階 ☎ 20-1560
- 【公聴会の開催】
- 公述を希望する人は、書面で県

環境政策課へ申し込んでください。ただし、公述希望者がいない場合は中止になります。

- 対象事業「成田新高速鉄道線建設事業、一般国道464号北千葉道路(印旛)成田建設事業
- 日時「4月24日(日)午前10時～午後5時

- 会場「成田市役所6階大会議室
- 申出期限「4月12日(火)必着
- 申出方法「氏名・住所・年齢・職業・電話番号、環境影響評価準備書の名称、公聴会で述べようとする環境保全の見地からの意見の要旨を記入し、県環境政策課 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 へ

くわしくは県環境政策課 ☎ 043-2234-138 へ。

水道料金の納付

支払いは期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金を納期限内に納められなかった場合、督

促状や給水停止予告書を送付しています。これらにもかかわらず納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口やコンビニエンスストアでもできますが、市では、便利で確実な口座振替をお勧めします。

くわしくは市水道部業務課 ☎ 22-0269 へ。

4月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月11日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 午前4時
4月12日(火)	並木町(沢山)・不動ヶ岡地区	
4月13日(水)	並木町(上記以外)・飯田町地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269 へ。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日				
相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8：30～17：00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談（家事・民事）	月・木曜日	9：00～16：00	〃	
法律相談（予約制） （裁判所で係争中の事件は除く）	水曜日	13：00～16：00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 （人権・行政相談）	26日（火）	10：00～15：00	市役所2階201会議室	
不動産相談	19日（火）	10：00～12：00	〃	
税務相談	19日（火）	10：00～15：00	市役所2階相談室	
外国人相談（英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語）	14日（木） 28日（木）	13：00～16：00	市役所3階302会議室 市役所2階201会議室	
市民よろず相談	16日（土）	13：00～16：00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286
女性就業（内職）相談 （来所前に要電話）	水・金曜日	10：00～16：00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9：00～16：00	パートサテライト （商工会館1階）	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10：00～16：00	消費生活センター （市役所2階）	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10：00～15：00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
心配ごと相談	木曜日	10：00～15：00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	7日（木）・21日（木）	9：00～12：00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9：00～16：00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	25日（月）	10：00～15：00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	5日（火）	9：00～12：00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談（予約制）	月・火・木曜日	9：00～17：00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談（予約制）	火曜日	9：00～16：00	成田市教育センター（1階） （旧成田土地改良事務所）	成田市教育センター ☎20-2922
教育相談（不登校相談も）	月～金曜日	9：00～16：00	成田市ふれあいーむ21（2階） （旧成田土地改良事務所）	教育相談室 ☎20-1414

・国保 年金

国保・年金についてくわしくは保険年金課 ☎20-1526)へ。

特別障害給付金

4月から新たな制度が始まります

この制度は、特別な事情により障害基礎年金などを受給していない障がい者に対する福祉的措置として給付金の支給を行うもので、内容は次のとおりです。

●対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者
(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者
または に該当し、国民年金に任意加入していなかった
期間内に初診日があり、
現在、障害基礎年金の1、
2級相当の障がいの状態に
ある人

●支給額

1級の人 = 月額50,000円
2級の人 = 月額40,000円

●請求

請求書の受け付けは、4月
1日から保険年金課で行いま
す。ただし、障害認定など
の審査、支給事務は社会保
険事務局(社会保険庁)で行います。

●注意事項

給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月からとな
りますので、5月分から受け取るためには4月中旬に請求書を
提出してください。

特別障害給付金については、千葉社会保険事務局佐原事務
所 ☎04 78-55-8887)へ問い合わせてください。



学生納付特例制度

卒業してから保険料を後払い

学生納付特例制度は、学生で国民年金保
険料を納められないとき、保険料納付を猶
予し、卒業してから後払い(追納)できる
制度です。手続きは年金手帳、学生証(写
しでも可) 印鑑(本人が署名する場合は不
要)を持って保険年金課へ。申請は毎年度
必要です。

老齢福祉年金

支払いを受けたら
年金証書は保険年金課へ

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれた
人など、限られた人が受給している年金で
す。この年金の4月期の支払いを受けた人
は、速やかに年金証書を保険年金課へ提出
してください(次回8月期分の新年金額を記
入します)。

年金制度改正

4月から保険料が
月額13,580円になります

国民健康保険 こんなときには14日以内に届け出を

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき 国保に	成田市に転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が入るとき	職場の健康保険資格の喪失証明書、 保険証、母子健康手帳、印鑑 生活保護廃止決定通知書、 外国人登録証明書、パスポート、
やめるとき 国保を	市外へ転出するとき 職場の健康保険に入ったとき 死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき	保険証、 国保・職場の健康保険の保険証、 保険証、死亡を証明するもの、印鑑、 保険証、保護開始決定通知書、 保険証、帰国の場合は帰国日の分かるもの、
そのほか	退職者医療制度に該当するとき 住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき 保険証をなくしたとき・汚して使えなくなったとき 長期出張などで別個の保険証が必要なとき 就学のため市外で居住するとき	保険証、年金証書 保険証 身分を証明するもの(免許証等) 印鑑 保険証、印鑑 保険証、在学証明書、印鑑

同じ世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、その保険証。加入者がいない場合は、身分を証明するもの(免許証な
ど)をお持ちください

高齢受給者証の交付を受けている人は、受給者証をお持ちください